

『気象警報発令時の対応について』

1. 《自宅待機》

北大阪に午前7時の時点で

暴風警報（暴風特別警報）、大雨特別警報、または摂津市内のいずれかの地区において避難準備情報、避難勧告、避難指示（緊急）が発令している時

2. 《臨時休校》

北大阪に午前9時の時点で

暴風警報（暴風特別警報）または大雨特別警報が発令している時

3. 《登校》

北大阪に発令されていた暴風警報（暴風特別警報）または大雨特別警報が9時まで（9時も含む）に解除された時は、その解除の時点から安全に気をつけて登校してください。

上記以外の時は登校し、授業を受けます。

***登校時に上記非常災害の警報が発令された場合**

安全状況を確認の上、臨時休校の措置をとり、下校させます。

***午前7時から始業の間（登校時間帯）に暴風警報が発令された場合**

- ・登校開始前の生徒は登校せずに自宅待機。その後は上記1～3に従う。
- ・登校後は速やかに教育活動を打ち切り、安全に配慮して下校させます。

***その他の警報（大雨・洪水等）が発令された場合は登校を原則とする。**

ただし、学校長が地域の状況について危険であると判断した場合については、教育委員会と協議の上、臨時休校の措置をとる場合があります。

保存用

保護者の皆様へ

令和2年4月1日

摂津市立第五中学校

校長 東 秀人

『地震発生時の対応について』

地震発生時

1. 震度5弱以上の大規模な地震（余震）が発生した場合

《登校前》

学校は臨時休校となります。自宅待機してください。

《登校中》

安全な場所に一時避難した後、自宅か学校など安全な場所に避難してください。

《在校時》

安全な場所に一時避難誘導し、安全を確認した後、保護者に引き渡します。

《下校時》

安全な場所に一時避難した後、原則として速やかに帰宅してください。

2. 震度5弱未満の地震（余震）の場合について

学校の施設の状況・通学路の状況により、臨時休校の措置をとるかどうか判断します。

臨時休校の連絡がない限り、登校してください。